

ごみの分別と出し方について

ビン・カン、スプレー缶などには素材の違う栓や蓋がついています。下記の分別ルールを守ってごみを出してください。

■資源ごみ（ビン・カン 透明の袋）

資源ごみで出せるもの

飲用・食用に使用されたびん缶、
菓子類の缶、紅茶などの缶、ドリ
ンク剤・調味料・コーヒー・ジャム
などのびん、飲料水の缶の蓋（リ
ングプル）、缶詰の蓋



資源ごみで出せないもの

- プラスチック製の蓋（可燃ごみ）
- 油の缶・びん（不燃ごみ）
- ドリンク剤・缶コーヒーなどの
金属製の蓋（不燃ごみ）

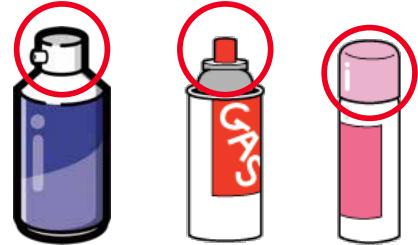


※出すときの注意点／中は空にして水洗いしてください。農薬などの入っていたびん缶は購入された販売店にご相談ください。

■スプレー缶、カセットボンベ（不燃ごみ 青色の袋）

《出し方》

1. 缶をカラにする（穴を開ける必要はありません）
 - ・中身を使い切って缶をカラにする
 - ・使い切れない場合は、中身を出して缶をカラにする
2. 缶がカラになったか？確認する
 - ・缶を振って音を聞いてみる
 - ・中身が残っていると「シャカシャカ」「チャップチャップ」などの音がする
3. ごみに出す
 - ・本体は不燃ごみ（青色の袋）へ
 - ・プラスチック製のキャップなどの蓋は可燃ごみ（黄色の袋）へ



ペット（犬、猫）の飼育について

最近、犬、猫に関する相談が寄せられています。ルールを守り周辺住民とのトラブルにならないように家族の一員として責任をもって飼いましょう。

■犬について

- ・必ず登録しましょう。また、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせましょう。
- ・散歩するときはリードをつけて放さないようにしましょう。また、糞の後始末もしましょう。
- ・放し飼いは禁止されています。放し飼いはしないでください。
- ・妊娠を望まない場合は避妊手術や去勢手術をおこないましょう。

■猫について

- ・飼い主のいない猫をふやさないためにも飼い主は、適正な飼育を心がけましょう。捨て猫、飼い主のいない猫は周辺住民とのトラブルの原因となり、猫にとっても大変不幸なことです。不幸な猫を増やさないためにも捨て猫は絶対にやめましょう。
- ・猫を屋外に出す家庭で、妊娠を望まない場合は避妊手術や去勢手術をおこないましょう。

■動物を虐待したり捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。法律に基づき処罰されます。

【動物の愛護及び管理に関する法律 第44条抜粋】

- ・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 → 5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- ・愛護動物に対し、みだりに身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加える、またはそのおそれがある行為をさせる、えさや水を与えずに酷使するなどにより衰弱させるなど虐待をおこなった者 → 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・愛護動物を遺棄した者 → 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

〈問い合わせ〉水・環境課 環境保全係 TEL0967(67)3176